

教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の本校における給付内容

鹿児島歯科学院専門学校

申請できる方
 ○支給要件期間が原則 10 年以上
 （初めての場合は、2 年以上雇用
 保険の被保険者であった期間）
 ○認可されると、6 か月ごとに支
 給申請

申 請
 ○ハローワークに受講開始日
 （入学式）の 1 か月前まで受給
 資格認定の申請
 ○受給資格者証の交付

給 付 内 容	
在学中 ・訓練費用の 40%（年間 32 万円を上限とし 最長 3 年間まで）・・・ (A) 卒業（修了から 1 年以内に就職に繋がった場合 訓練費用の 20%を追加給付）・・・ (B) ※A と B の合計は、教育訓練経費の 60%（年額 48 万円、 最大 144 万円）を上限とする。	
本校社会人入学生の場合の受給額	
歯科技工士科	歯科衛生士科
1 年 32 万円	1 年 32 万円
2 年 32 万円	2 年 32 万円
	3 年 32 万円
計 64 万円	96 万円
卒後（修了証明書の発行）	卒後（修了証明書の発行）
1 年以内に、歯科技工士にな ると、 144 万円－64 万円＝ 80 万円追加	1 年以内に、歯科衛生士にな ると、 144 万円－96 万円＝ 48 万円追加

- ・ハローワークへの提出書類
 ジョブカード（ハローワークで発行）
 写真 運転免許証、雇用保険被保険者証、
 通帳等
- ・問い合わせ先
 ハローワークかごしま
 雇用保険給付課
 電話 099-250-6062